

【収集運搬事業者用】

微量 PCB 汚染絶縁油受入要綱

東京臨海リサイクルパワー株式会社

1. 目的

この受入要綱は、収集・運搬事業者が東京臨海リサイクルパワー(株) (以下「当社」という。)に微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油 (以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。)を搬入する際に必要な事項を定め、収集・運搬事業者および当社の円滑な業務運営を図ることを目的とします。

2. 共通事項

(1) 関係法令等の遵守

廃棄物処理法、消防法、労働安全衛生法、PCB 特別措置法、船舶危規則、特化則、道路法、道路運送車両法、道交法、微量 PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン (以下「微量 PCB ガイドライン」という。)、他関係法令、及び当社の定める要綱を遵守願います。

3. 受入対象物

(1) 受入対象物

微量 PCB 汚染絶縁油とします。(微量 PCB ガイドラインの定める微量 PCB 汚染廃電気機器等のうち微量 PCB 汚染廃油として定めるもの。)

なお、東京都内で使用もしくは保管されている微量 PCB 汚染絶縁油に限ります。

(2) 受入荷姿

微量 PCB 専用タンクローリーでの受入となります。ドラム缶など他の容器での受入はできません。

(3) 受入容量

一度に受入れる微量 PCB 汚染絶縁油の容量 (タンクローリーの容量) は、14,000L までとします。それ以上、排出する場合は、複数回に分けて受入を行います。

(4) 受入基準

受入れる微量 PCB 汚染絶縁油の性状は、別表 1 に定めるものとします。当社が定める性状に適合しないものは受入れられません。また、必要に応じて抜き取り検査を行うことがあります。なお、タンクローリーに油を回収する際に、メッシュストレーナーを介して夾雑物を除去していただきますが、発生する夾雑物については、排出事業者にて保管してください。

4. 受入日時

(1) 受入日

原則毎週月曜日～金曜日、ただし祝祭日および年末年始（原則として12月28日～1月4日）を除く。

(2) 受入時間

8時30分～17時（受付時間：8時～16時）

※ 天災、施設の補修その他の事由により、上記条件等を変更する場合があります。

5. 受入条件

当社に微量 PCB 汚染絶縁油を搬入するためには、以下に示す要件および搬入車両の基準を満たし、かつ、事前に当社に対して収集・運搬事業者登録を行わなければなりません。

(1) 収集・運搬事業者の要件

①収集・運搬業の許可

収集・運搬事業者は、東京都および排出事業者の存する自治体から PCB 廃棄物（微量 PCB 汚染絶縁油）の収集・運搬業の許可を得ていること。

②関係法令等の遵守

収集・運搬事業者は、微量 PCB 汚染絶縁油を当社まで収集・運搬する際に、2.(1)に規定する関係法令、微量 PCB ガイドラインおよび当社が定める本受入基準を遵守すること。

③収集・運搬従事者への教育

収集・運搬事業者は、収集・運搬に従事する者に対し、微量 PCB ガイドラインに基づく教育を実施していること。

④保険への加入

微量 PCB 汚染絶縁油を積込み、運搬し、当社の受入設備に搬入するまでの一連の作業を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険（以下「保険」といいます。）に保険金額3億円を下限として加入していること。

(2) 搬入車両の基準

①車両外寸

搬入車両は車幅 2.5m 以下、車長 10.0m 以下、車高 3.8m 以下とします。

②ローリー受入口

収集・運搬事業者は、微量 PCB 汚染絶縁油専用のローリーと当社受入設備を接続するホースおよび当社指定のジョイント（以下、「ジョイント」という）（別紙1）

ならびに接続用専用工具を用意してください。ジョイントの口径（50A）と収集・運搬事業者がご用意いただくホース口径が異なる場合は、ジョイントとホースを接続する異径継手を別にご用意ください。必要なホースの長さは3m、ローリー口地上高さは0.95m以上が必要です。

③夾雑物混入防止

収集・運搬事業者は、当社受入設備に夾雑物が入らないよう、積込み時に微量 PCB 汚染絶縁油が 100 メッシュ以上のステンレスメッシュ（ストレーナ等）を通過する構造としてください。

④タンク最大容量

タンクの最大容量は 14,000L 以下とします。

⑤常備資材

搬入車両には、応急措置設備・器具（保護具、流出・飛散防止用具（吸着材、土砂等）回収用具（シャベル、容器等）、消火設備、連絡設備・器具・緊急時対応マニュアル等）を常備してください。

（3）収集・運搬事業者登録

①収集・運搬事業者登録の申請

収集・運搬事業者は、当社に対して収集・運搬事業者登録を行う場合、まず、下記当社受付窓口まで登録の相談をしてください。

東京臨海リサイクルパワー株式会社

〒135-0064

東京都江東区青海三丁目地先

電話 03-6327-3204～3206 担当：営業部 森、長谷川

②登録申請書類の提出

収集・運搬事業者は、様式1号に従い、下記に示す登録申請書類を当社に提出してください。

- 収集・運搬事業者登録申請書（様式1号）
- 特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可証の写し
- 車両車検証の写し
- 業務フロー（緊急時対応マニュアル、教育訓練、安全装備品類、などに関する説明）
- 5.（1）④に規定する保険証および保険約款の写し
- その他当社が必要と認める書類

③車両カードの交付

当社は、上記②の申請書類の審査を行い、当社に微量 PCB 汚染絶縁油を搬入でき

ると判断した収集・運搬事業者に対して登録認定証とともに車両カードを交付します。車両カードは車両ごとに1枚交付します。収集・運搬事業者は車両カードを適正に保管し、当社に微量PCB汚染絶縁油を搬入する際に必ず携行してください。

④登録の変更

収集・運搬事業者は、次の事項に変更が生じたときは、収集・運搬事業者登録事項変更届出書（様式2号）を遅延なく、当社に提出してください。

- 所在地、名称、代表者の変更
- 搬入車両の変更、追加
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- 保険

（4）登録の取消し等

①改善要請

当社は、収集・運搬事業者が5.（1）に掲げる要件に照らし、改善の必要があると認められた場合には、その収集・運搬事業者に対して改善を要請することがあります。

②改善方策の通知

①の要請があったときは、収集・運搬事業者は速やかにその要請に対する方策を検討し、当社に通知していただきます。

③登録の取消し

当社は収集・運搬事業者が以下に掲げる項目に該当する場合は、登録を取消すことができるものとします。

- 受入基準等の遵守への違反を犯した場合
- ①の要請に拘わらず業務の改善が認められない場合
- 5.（1）に掲げる登録要件を満たさなくなった場合
- 自ら登録を返上すると申し出があった場合

④登録認定証・車両カードの返却

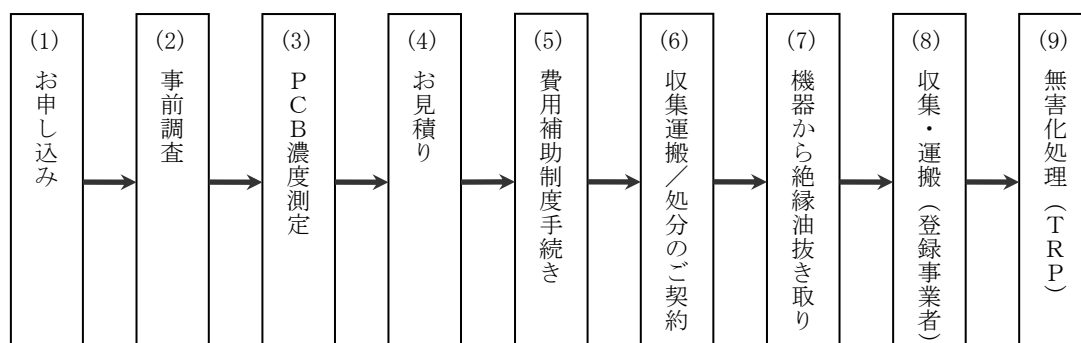
当社は、登録の取消しを決定した場合は、その旨を当該収集・運搬事業者に通知するとともに、車両カードの返却を求めます。

⑤収集・運搬事業者の損害について

登録の取消しにより収集・運搬事業者において損害が生じた場合には、当該収集・運搬事業者がその責任を負うものとします。

6. 受入までの流れ

微量PCB汚染絶縁油の排出事業者による処理要請から当社への受入までの実際の流れは、下記に定めるフローに従って行います。



(1) お申し込み

排出事業者は、保有する微量 PCB 汚染絶縁油を当社に処理依頼する場合、まず、下記受付窓口まで処理要請の相談をしてください。

東京パワーテクノロジー株式会社
 PCB 処理ワンストップサービス受付窓口
 〒135-0061 東京都江東区豊洲五丁目 5 番 13 号
 電話 03-6372-7155

(2) 事前調査

排出しようとする微量 PCB 汚染絶縁油が別表 1 に定める性状に適合しているものであるかを確認するために、受付窓口にて事前調査（現場調査）を行います。その際に排出事業者は、処理対象物調査票（様式 3 号）を作成し、受付窓口まで提出してください。なお、作成について受付窓口にご相談ください。

なお、処理委託契約締結後、先に提出した処理対象物調査票の内容に変更があったときは、受付窓口へ遅延なくその旨を通知してください。

(3) PCB 濃度測定

上記調査票には、PCB 濃度を分析した環境計量証明事業者又は公共機関の検査成績書を添付してください。これがない場合には、受付窓口にご相談ください。

(4) お見積り

5. (2) の現場調査に基づき、お見積りをさせていただきます。

(5) 費用補助制度手続き

東京都内の排出事業者は、微量 PCB 汚染絶縁油の処理費用の一部を補助する東京都補助金制度が活用できる場合があります。

(6) 収集運搬／処分のご契約

①収集・運搬契約の締結

排出事業者は、登録事業者と収集・運搬委託を行ってください。

②処理委託契約の締結

排出事業者は、登録事業者と収集・運搬委託契約を行った後、受付窓口が提示す

る当社との微量 PCB 汚染絶縁油処理委託契約により処理委託契約を締結します。

処理委託契約締結後、契約単価、契約期間、所在地、名称、代表者、収集・運搬事業者の変更等契約内容に変更の必要がある場合には、受付窓口を介して当社と協議のうえ、変更契約を締結します。

(7) 機器から絶縁油抜き取り

①運搬計画の作成

登録事業者は、排出事業者との収集・運搬委託契約締結後、微量 PCB ガイドラインに基づき運搬計画を作成します。運搬計画作成にあたっては、登録事業者、排出事業者および受付窓口の三者の調整のもと、下記項目について調整を行います。

なお、運搬計画作成後は当社の確認を得てください。

- 搬出および搬入先の名称および所在地
- 搬出および搬入予定日時
- 緊急時連絡体制表
- その他当社が必要と認める事項

②絶縁油抜き取り

登録事業者は、受付窓口が提示する運搬計画の日程に基づき微量 PCB 汚染絶縁油の抜き取りを実施してください。

(8) 収集・運搬

①搬入

当社による運搬計画の確認後、運搬計画の日程に基づき微量 PCB 汚染絶縁油の搬入を行います。決定した日時に確実に搬入してください。

なお、搬入ルート上の交通事情や気象条件、搬出元や当社の設備の状況等により、運行前または運行中に急遽予定を変更せざるを得ない場合などにおいては、時間の調整や運転手の予備人員の確保など迅速な対応がとれるようにしてください。

②計量

積下しする微量 PCB 汚染絶縁油の重量を当社の計量器により測定します。積下し前および積下し後の2回、トラックスケールにて搬入車両の計量を行ってください。

積下し前の計量時に、車両カードおよびマニフェスト伝票を受付に提出してください。マニフェスト伝票の提出のないものについては、受入れることができません。

なお、電子マニフェストに加入している場合は、その加入証の写しと電子マニフェストシステム（JWNET）から出力した受渡確認票を提示してください。

③積下し

微量 PCB 汚染絶縁油の積下しは、当社管理者と、微量 PCB ガイドラインに定めるとおり運行管理責任者等（ドライバー）の立会いのもと行っていただきます。また、積下し作業時には必ず保護具を着用し、漏油・飛散防止対策を確実に行ってくださ

い。

なお、積下し時には微量 PCB 汚染絶縁油の性状を確認するために、必要に応じて抜き取り検査を行う場合があります。

(9) 無害化处理

当社にて微量 PCB 汚染絶縁油の無害化处理を行います。

7. 緊急時対応

(1) 緊急時対応マニュアル

収集・運搬事業者は、事故等の緊急時における緊急時連絡体制、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを作成し、収集・運搬従事者に携行させる必要があります。

(2) 緊急時連絡体制

緊急時連絡体制には、都道府県等の担当部局、消防署、警察署の他、当社担当箇所を含め、緊急時には必ず当社にも連絡が届くようにしてください。

8. その他注意事項

(1) 受入時トラブルについて

①受入拒否

当社受入基準外の油又は積下し時支障が発生する油は、受入することができません。また、その際に発生する復旧・返送費用については排出事業者又は収集・運搬事業者にてご負担願います。

②損害賠償

受入基準外の油を当社設備に積下し、当社に対し人的又は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償して頂きます。

(2) 構内ルールについて

①通行ルール

構内は一方通行です。また、当社が指定した場所以外に車両を駐車しないようにしてください。

②喫煙について

構内は禁煙です。